令和6年度　町民税・県民税
特別徴収関係資料集

〒449-0292
愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地
東栄町役場
担当：税務会計課
電話：0536－76－1814
URL　：http://www.town.toei.aichi.jp/

町民税・県民税特別徴収義務者指定通知書

特別徴収義務者　様

地方税法第41条及び第321条の４第１項並びに東栄町町税条例第43条の規定により、貴事務所を特別徴収義務者として指定します。

令和６年５月１５日

愛知県北設楽郡東栄町長　村　上　孝　治

令和６年度　町民税・県民税の特別徴収について

町民税・県民税の特別徴収につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先にご提出いただきました給与支払報告書等により計算しました令和６年度の町民税・県民税について、特別徴収義務者として指定させていただき、特別徴収事務をお願いすることになりました。

これらの関係書類を同封しましたので、次頁以降の説明をご参照のうえ、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目　　次

【特別徴収事務について】　・・・・・・・・・・・・・　1

【特別徴収税額の納入について】　・・・・・・・・・・・・・　4

【郵便局を利用される特別徴収義務者の方へ】　・・・・・・・・・・・・・　5

【退職所得に対する住民税の特別徴収について】　・・・・・・・・・・・・・　6

【各種届出様式集及び記入例】

・給与所得者異動届出書

・普通徴収から特別徴収への切替依頼書

・特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

・特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

・特別徴収義務者　所在地・名称等変更届出書

特別徴収関係書類（別添）

・令和６年度　給与所得等に係る市町村民税・県民税　特別徴収税額通知書(納税義務者用)

・令和６年度　給与所得等に係る市町村民税・県民税　特別徴収税額の決定（変更）通知書(特別徴収義務者用)

・納入書

特 別 徴 収 事 務 に つ い て

１．特別徴収と特別徴収義務者について

特別徴収とは、納税義務者が納めるべき町県民税を、給与支払者がその給与の支払いをする際に所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から天引きし、従業員に代わり納入していただく制度です。

町県民税を天引きし納入する義務を負う給与支払者を「特別徴収義務者」といい、地方税法第321条の４第１項及び東栄町町税条例第43条第１項の規定により、所得税法第183条の所得税の源泉徴収義務者を、町県民税の特別徴収義務者に指定しています。

２．従業員等（納税義務者）への通知書の交付

（１）同封の「令和６年度　給与所得に係る市町村民税・県民税　特別徴収税額通知書（納税義務者用）」をすみやかに、納税義務者各人に交付してください。

（２）退職・転勤等により交付不能の場合は、該当者分を「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（様式集にあります。）と一緒に、至急返送してください。

（３）転勤の場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」と一緒に転勤先へ送付してください。転勤先では納税通知書を本人に交付するとともに、異動届出書に必要事項（勤務先名・所在地等）を記入のうえ、東栄町へ提出してください。

３．特別徴収税額の天引きと納入について

（１）別添の「給与所得等に係る市町村民税・県民税　特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）」に記載してある各月分の納付額を毎月の給与から天引きし、翌月10日までに別添の納入書にて納入してください。

（２）特別徴収税額が変更となった場合は、改めて「給与所得等に係る市町村民税・県民税　特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）」を送付しますので、変更された月から、変更後の納付額を給与から天引きし、納入してください。

4. 退職・転勤等の手続きについて

町県民税の天引きをしている従業員が、退職、休職、死亡等により、給与の支払いを受けなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、その事由の発生した月の翌月10日までに東栄町へ提出してください。

【転職】

町県民税の天引きをしている従業員が転勤した場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を新しい勤務先を経由して、翌月10日までに東栄町へ提出してください。新勤務先では「勤務先名・所在地」を記入して、提出してください。

【退職・休職】

（１）町県民税の天引きをしている従業員が６月１日から12月31日の間に退職・休職をした場合は、本人の申出により、最後に支払われる給与又は退職手当等から、未徴収税額を一括徴収してください。申出がない場合は、普通徴収（本人が直接、東栄町へ納付）の方法で未徴収税額を本人から納付していただくことになります。

（２）１月１日から４月30日の間に退職・休職をした場合は、本人の申出がなくとも、最後に支払われる給与又は退職手当等から、未徴収税額を一括徴収してください。

5．特別徴収税額を滞納したとき

特別徴収税額を納期限までに納入しなかった場合は、延滞金が徴収されます。納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は金額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあっては当該年における延滞金特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額が、延滞金として特別徴収義務者の負担となります。

督促状が発付されると、督促手数料が特別徴収義務者の負担となり、発付した日から10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

６．納入場所

町県民税の納入については、次の特別徴収取扱金融機関で納入してください。

特別徴収取扱金融機関
東栄町役場（税務会計課）
愛知東農業協同組合
浜松磐田信用金庫
豊川信用金庫
三菱ＵＦＪ銀行
愛知・岐阜・三重・静岡県内の ゆうちょ銀行、郵便局

７．退職所得の特別徴収について

退職所得(退職手当、一時恩給及びこれらの性質を有する給与)に対する町県民税は、所得税の取扱いと同様に他の所得と区分して、退職手当等を支払う月に特別徴収してください。

（１）納税義務者

退職した年の１月１日現在、東栄町に住所を有する人(その年の１月１日現在に生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は除かれます。)

※したがって、「給与分」の町県民税の納入先の市町村と異なる場合があります。

（２）税額の計算

①退職所得控除額、勤続年数の計算は、所得税の取扱いと同様です。

②税額の計算は、「**退職所得に対する住民税の特別徴収について**」により計算してください。

（３）納入について

退職手当等に係る特別徴収税額は、給与分とあわせて、「納入書」で翌月10日までに納入してください。

なお、納入書は「退職所得分」の欄に、退職所得の税額を記入し、かつ「納入書」の裏面の「納入申告書」に必要事項を必ず記入してください。

８．特別徴収税額の納期の特例について

特別徴収義務者は、その事務所、事業所等で給与の支払を受ける人が常時10人未満である場合は、町長の承認を受けると、６月から11月まで及び12月から翌年５月までの各期間に徴収した特別徴収税額を、それぞれ12月10日まで及び翌年の６月10日までの２回に納入することができます。この納期の特例の適用を受けるために必要な申請書の提出などについては、東栄町役場　税務会計課(0536-76-1814)まで、お問い合わせください。

特別徴収税額の納入について

〇特別徴収税額の第１回目の月割額は６月中に支払をする給与から徴収し、第２回目以降の月割額は７月から翌年の５月まで、毎月給与を支払う際に順次徴収し、翌月の10日までに遅れることのないよう特別徴収取扱金融機関へ納入してください。

〇納入にあたっては、必ず当該月の分を使用してください。

〇退職、休職、転勤等により特別徴収できなくなった場合には、速やかに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。

〇退職、休職等により特別徴収できなくなった税額は、納税義務者の了解を得て退職時最後の給与又は退職手当等から一括徴収してください。特に**１月以降の退職等については、一括徴収が地方税法により義務付けられています。**
　この場合は、納入書の「納入金額（１）」の欄に記載されている通常の月割額と一括徴収額を合算した額を「給与分（一括徴収を含む）」の欄及び「合計額」の欄に記入し、「納入金額（１）」の額を二重線で抹消してください。「退職所得分」の欄には記入しないようご注意ください。

〇退職所得に係る町民税・県民税を納入する場合は、当該月の納入書の「退職所得分」の欄に税額を記載し納入してください。
　この場合、納入書の裏面の納入申告書にも記載して、給与分と同時に同一の納入書で納入してください。

万一、書き損じ等された場合は、予備の納入書をお使いください。
なお、この場合は、必ず納入月を記入してください。

郵便局を利用される特別徴収義務者の方へ

◎所在地が愛知・岐阜・三重・静岡県以外の特別徴収義務者で払込みを郵便局で希望される方は、右の「指定通知書」に希望の郵便局名、提出年月日を記入して第１期目の納入書とともに当該郵便局へご提出ください。

年　　月　　日

郵便局長 殿

東栄町長　村上孝治

指 定 通 知 書

地方税法第321条の５第４項の規定により、貴局を東栄町納入分町民税・県民税（特別徴収税額）の払込みの取扱いをする郵便局に指定しましたから通知します。

記

１．口座番号	00890-0-960255
２．加入者の名称	東栄町役場
３．とりまとめ局	名古屋貯金事務センター

退職所得に対する住民税の特別徴収について

退職所得に対する個人の住民税(町県民税)については、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、納入先の市町村に納入することとされています。

平成25年１月１日以降の退職所得に対する住民税額は、以下のとおりの計算となります。

【住民税額計算の流れ】

退職所得※の金額	×	税率		=	特別徴収税額	
		町民税 6%	県民税 4%		町民税	県民税

退職所得の金額（収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に２分の１を乗じて得た額）に千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる。

※　退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）×２分の１

ただし、所得税法第30条第４項に規定する役員等で、勤続年数が５年以下である者が支払を受ける場合については、収入金額から退職所得控除額を控除した額となります。

退職所得控除額の計算（通常の退職の場合）

㋐ 勤続年数が20年以下の場合
40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)

㋑ 勤続年数が20年を超える場合
800万円＋70万円×(勤続年数－20年)

【納入先】

退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の１月１日現在における住所が所在する市町村に納めていただきます。

【納入の手続き】

退職手当等の支払者は、特別徴収した税額について「町民税・県民税納入申告書」に所要事項を記入し、徴収した月の翌月10日までに提出するとともに、申告した税額を同日までに納入書により納めてください。

※「町民税・県民税納入申告書」は通常の特別徴収の納入書の裏面にあります。

各　種　届　出　様　式　集

・ 給与支払報告書
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

・ 普通徴収から特別徴収への切替依頼書

・ 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

・ 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

・ 特別徴収義務者　所在地・名称等変更届出書

※各様式が不足する場合は、適宜コピーしてください。

給与支払報告書
特　別　徴　収　に係る給与所得者異動届出書の記載要領について

【給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書】

この届出書は、東栄町に提出した給与支払報告書に記載された者のうち、４月１日現在において給与の支払を受けなくなった者がいる場合は、４月15日までに東栄町に提出してください。

【特別徴収に係る給与所得者異動届出書】

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額がある者が給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに東栄町に提出してください。

【一括徴収について】

６月１日から12月31日までに一括徴収の申出があったものと翌年１月１日以降の退職者等について記載してください。
※１月１日以降の退職者については、未徴収税額を一括徴収してください。

普通徴収から特別徴収への切替依頼書の記載要領について

・普通徴収で課税されている方の「町民税・県民税」を、特別徴収での納入に切り替える場合に作成、提出してください。

・「特別徴収開始月」欄に記入がない場合は、通知月の翌月からの徴収となります。

・切替依頼書提出時に、すでに納期限を過ぎている普通徴収分については、特別徴収への切り替えはできません。

・納期限が近づいている普通徴収分を特別徴収に切り替える場合は、取り急ぎ東栄町役場税務会計課（0536-76-1814）までご連絡ください。

この用紙は、コピーしてお使いください

第十八号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度	１．現年度　２．新年度　３．両年度

東栄町長　殿

令和　　年　　月　　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒	
	フリガナ		
	氏名又は名称		
	個人番号又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	

特別徴収義務者指定番号		
宛名番号		
担当者連絡先	所属	
	氏名	
	電話	内線（　　）

給与所得者			（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	年　月　日						
	個人番号							
	受給者番号			□月から □月まで	□月から □月まで	□年 □月 □日	□ 右から番号を記入 1．退職 2．転勤 3．休職・長期欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 （事由・理由）	□ 右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
	1月1日現在の住所							
	異動後の住所		円	円	円			

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	（新規）	法人番号	
	所在地	〒	担当者連絡先	所属
	フリガナ			氏名
	氏名又は名称			電話　内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿円を □月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	□ 右から番号を記入　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由　□ 右から番号を記入

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、□月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由　□ 右から番号を記入

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

この用紙は、コピーしてお使いください

記入例　1

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

従業員等の退職にあたり、未徴収分（残る税額）を

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

年度　1．現年度　2．新年度　3．両年度

東栄町長　殿 令和　年　月　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒 449－0292 北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地
		フリガナ	カブシキカイシャ トウエイセイサクジョ
		氏名又は名称	株式会社　東栄製作所
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	00000999999
宛名番号	00000999999
担当連絡者先 所属	経理課
担当連絡者先 氏名	東栄　経子
担当連絡者先 電話	0536-76-0501 内線（　999　）

給与所得者		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	トウエイ　マチコ						
氏名	東栄　町子						
生年月日	昭和50 年 1 月 11 日						
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
受給者番号	9999－9999	78，200 円	6 月から 12 月まで 45，700 円	1 月から 5 月まで 32，500 円	6 年 12 月 31 日	1（右から番号を記入）1．退職 2．転勤 3．休職・長期欠勤 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 事由・理由	2（右から番号を記入）1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25－7						
異動後の住所							

徴収済みの額、未徴収の額を記入してください

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	（新規）	法人番号
	所在地	〒	担当者連絡先 所属
	フリガナ		氏名
	氏名又は名称		電話　内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿円を　月分（翌月10日納入期限分）から　月分　納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否（新規の場合のみ記載）　右から番号を記入　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由　1（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
1 月 20 日	32，500 円

左記の一括徴収した税額は、1 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由　□（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

この用紙は、コピーしてお使いください

記入例 2

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

従業員等が転職し、転職先の会社でも引き続き特

年度　1．現年度　2．新年度　3．両年度

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

東栄町長　殿

令和　年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒 449－0292 北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地
フリガナ	カブシキカイシャ トウエイセイサクジョ
氏名又は名称	株式会社　東栄製作所
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載
特別徴収義務者指定番号	00000999999
宛名番号	00000999999
担当連絡者先 所属	経理課
担当連絡者先 氏名	東栄　経子
担当連絡者先 電話	0536-76-0501 内線（ 999 ）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	トウエイ　マチコ							
氏名	東栄　町子							
生年月日	昭和50 年 1 月 11 日							
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
受給者番号	9999－9999		78，200 円	6 月から 12 月まで 45，700 円	1 月から 5 月まで 32，500 円	6 年 12 月 31 日	1 右から番号を記入 1．退職 2．転勤 3．休職・長期欠勤 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 事由・理由	2 右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25－7							
異動後の住所								

徴収済みの額、未徴収の額を記入してください

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	00000888888 （新規）
法人番号	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
所在地	〒 449-0214 北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25－2
フリガナ	カブシキカイシャ ミョウジン
氏名又は名称	株式会社　明神
担当者連絡先 所属	経理部
担当者連絡先 氏名	東栄　一郎
担当者連絡先 電話	0536-76-1111 内線（ 888 ）

新しい勤務先へは、月割額 32，500 円を 1 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否（新規の場合のみ記載）　右から番号を記入　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由　右から番号を記入

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、　月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由　右から番号を記入

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

この用紙はコピーしてお使いください。

※個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

年度　町民税・県民税　普通徴収から特別徴収への切替依頼書

東栄町長　様 年　　月　　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所　在　地	〒　　－		特別徴収義務者 指　定　番　号		
		フリガナ			連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	課　　係
		名称及び代表者氏名 （個人事業主の方は氏名）				氏名	
		法人番号				電話	（　　）　－

給与所得者	フリガナ		1月1日現在の住所	
	氏　名		現　住　所	
	生年月日	年　　月　　日	普通徴収通知書番号	

年税額（ア）	普通徴収納付済額（イ）	差引未納付額（ア）－（イ）	特別徴収開始月	受給者番号
円	円 （第　期まで納付済）	円	月 （　年　月　日納入分） ※必ず開始月をご記入ください	

特別徴収税額の事前連絡について	□　連絡を希望します（　　月　　日までに） □　確認済です（　　月分　　円、翌月以降　　円） □　税額通知書発送時（この切替依頼書を提出した月の翌月中旬）で間に合います

ご注意

○納期限を過ぎた普通徴収分を特別徴収に切り替えることはできません。
○普通徴収通知書番号や年税額、納付済額が不明な場合は空欄でご提出ください。
○この用紙は、コピーしてお使いください。

この用紙はコピーしてお使いください。

記入例　３　新規従業員等の場合

年度　町民税・県民税　普通徴収から特別徴収への切替依頼書

※個人事業主の方は、法人番号は必要ありません。

既に特別徴収をしている従業員が他にいる場合は、記入してください。いない場合は、記入は不要です。

東栄町長　様 年　　月　　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所　在　地	〒　４４９－０２９２ 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地													特別徴収義務者指定番号	00000999999
		フリガナ	カブシキガイシャ　トウエイセイサクジョ													連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係：経理課　経理係
		名称及び代表者氏名（個人事業主の方は氏名）	株式会社　東栄製作所														氏名：東栄　経子
		法人番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		電話：（0536）76 -0501

給与所得	フリガナ	ハナダ　タロウ	1月1日現在の住所	愛知県北設楽郡東栄町大字下田字市場148
	氏　名	花田　太郎	現住所	同上
	生年月日	昭・平　５０年　１月　１日	普通徴収通知書番号	999999

年税額（ア）	普通徴収納付済額（イ）	差引未納付額（ア）－（イ）	特別徴収開始月	受給者番号
円 100,000	25,000　円 （第 1 期まで納付済）	円 75,000	月 令和6 年 8 月 10 日納入分） ※必ず開始月をご記入ください	

4～6月入社の場合は記入しないでください。7月以降に入社した場合は、本人に確認して記入してください。

実際に特別徴収を開始できる6月以降の月を記入してください。

☑ 連絡を希望します（　７月　３０日までに）

☐ 確認済です（　　月分　　円、翌月以降　　円）

☐ 税額通知書発送時（この切替依頼書を提出した月の翌月中旬）で間に合います

ご注意

○納期限を過ぎた普通徴収分を特別徴収に切り替えることはできません。
○普通徴収通知書番号や年税額、納付済額が不明な場合は空欄でご提出ください。
○この用紙は、コピーしてお使いください。

この用紙はコピーしてお使いください。

※個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

東栄町長　様 年　月　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒　－										特別徴収義務者指定番号		
		フリガナ											連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	課　係
		名称及び代表者氏名（個人事業主の方は氏名）												氏名	
		法人番号												電話	（　）　－

地方税法第321条の５の２並びに東栄町町税条例第44条の２の規定により特別徴収税額の納期の特例を申請します。

納期の特例を受けようとする税額	年　月分以降に係る町民税・県民税特別徴収税額					
申請の日前６か月間の給付の支払い状況 （　）内には支払を受けた総人員及び支払った総金額のうち臨時雇用者に係るものについて記入してください。	支払月別	支払を受けた人員	支払った金額	支払月別	支払を受けた人員	支払った金額
	年　月分	（　）人	（　）円	年　月分	（　）人	（　）円
	年　月分	（　）人	（　）円	年　月分	（　）人	（　）円
	年　月分	（　）人	（　）円	年　月分	（　）人	（　）円
地方団体の徴収金の納付状況	滞納　有・無			納付状況	・納期に納めている ・遅れている	
現に町税の滞納があり又は最近において著しい遅延の事由があり、やむを得ない場合はその理由の詳細						

※納期の特例を受けている事業所で翌年度も納期の特例を希望される方は、改めて申請書の提出の必要はありません。

この用紙はコピーしてお使いください。

記入例　4

※個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

東栄町長　様	給与支払（特別徴収義務者）	所　在　地	〒４４９－０２９２ 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地			特別徴収義務者指定番号	00000999999
		フリガナ	カブシキガイシャ　トウエイセイサクジョ	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	経理課　経理係	
		名称及び代表者氏名（個人事業主の方は氏名）	株式会社　東栄製作所		氏名	東栄　経子	
		法人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		電話	(0536) 76 -0501	

「特例の適用を受けようとする期間」に相当する税額を記入。
納期を過ぎたものは含むことができません。

地方税法第321条の[illegible]２並びに東栄町町税条例第44条の２の規定により特別徴収税額の納期の特例を申請します。

納期の特例を受けようとする税額	令和　６年　１２月分以降に係る町民税・県民税特別徴収税額					
申請の日前６か月間の給付の支払い状況 （　　）内には支払を受けた総人員及び支払った総金額のうち臨時雇用者に係るものについて記入してください。	支　払　月　別	支払を受けた人員	支払った金額	支　払　月　別	支払を受けた人員	支払った金額
	令和　６年　５月分	（　　）５　人	（　　）200,000　円	令和　６年　８月分	（　　）５　人	（　　）200,000　円
	令和　６年　６月分	（　　）５　人	（　　）200,000　円	令和　６年　９月分	（　　）５　人	（　　）200,000　円
	令和　６年　７月分	（　　）５　人	（　　）200,000　円	令和　６年１０月分	（　　）５　人	（　　）200,000　円
地方団体の徴収金の納付状況	滞納　有　・　(無)			納付状況	(・)納期に納めている ・遅れている	
現に町税の滞納があり又は最近において著しい遅延の事由があり、やむを得ない場合はその理由の詳細	なし					

※納期の特例を受けている事業所で翌年度も納期の特例を希望される方は、改めて申請書の提出の必要はありません。

この用紙はコピーしてお使いください。

※個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

東栄町長　様 年　月　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒　－		特別徴収義務者指定番号	
		フリガナ		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	課　係
		名称及び代表者氏名（個人事業主の方は氏名）			氏名	
		法人番号			電話	（　）　－

地方税法施行令第48条の９の９及び東栄町町税条例第44条の４の規定により下記のとおり届出します。

記

１．給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため

２．その他〔　　〕

注意事項

１．この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第321条の５の２及び東栄町町税条例第44条の２に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。

２．この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出の日の属する月分以前の各月に徴収した税額は、その提出する日の属する月の翌月10日までに納付し、その後の各月に徴収した税額は、毎月翌月10日までに納付していただくことになります。

この用紙はコピーしてお使いください。

※個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書

東栄町長　様 年　月　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒　－		特別徴収義務者指定番号		
		フリガナ			連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	課　係
		名称及び代表者氏名（個人事業主の方は氏名）				氏名	
		法人番号				電話	（　）　－

事項	変更前	変更後
フリガナ		
所在地（住所）	〒　－　ビル名等	〒　－　ビル名等
フリガナ		
名称		
電話番号	（　）　―	（　）　―

変更年月日		令和　年　月　日	
変更理由	該当する項目に☑を記入してください。	（1）名称変更理由 □ 社名変更 □ 合併による変更 □ 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 □ 旧社名の法人は登記上解散し合併された □ 新法人の設立 □ 組織再編（会社分割等） □ その他 ［　］	（2）所在地変更理由 □事務所等の移転 □その他 ［　］ （3）その他の理由 □特別徴収事務の一本化 □事務所等の廃止 □その他 ［　］

◎特別徴収事務に係る書類の送付について上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地を記入してください。

送付先	フリガナ	
	所在地	〒　－
	フリガナ	
	名称	
	電話	（　）　―

ご注意　○所在地・ビル名等・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをふってください。
○法人町民税に係る異動届出書は、別途必要になります。